

令和2年4月27日

東久留米市内の保育園に
乳幼児が在籍する保護者 各位

東久留米市子ども家庭部長 長澤 孝仁

5月7日以降の市内保育園の対応について

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

4月10日付「緊急事態宣言後の市内保育園・学童保育所の対応について」において、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、東京都から「保育等の提供を縮小して実施する」よう要請があったことから、これに沿った対応を図る旨、お知らせいたしました。保護者の皆様におかれましては登園自粛にご協力いただき改めて御礼申し上げます。

このことに係る5月7日（木）以降の対応について、引き続き保育等の提供を縮小して実施することといたしますので下記の通りお知らせします。ご家庭での保育にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 保育等の提供を縮小して実施する期間の延長について

5月7日以降の保育所等の対応については、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえて決定しますが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に各施設や保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。

こうした状況を踏まえ、現状の「保育等の提供を縮小して実施する期間」を5月9日（土）まで延長いたします。現在と同様、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は登園等をお控えください。「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」は下記に該当する方となります。

(1) 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者

※保護者全員が（1）の要件に該当し、かつ、保育等の提供を受ける日が勤務日にあたる方が対象となります。

※保護者全員が（1）の要件に該当する場合であっても、保護者以外の方がご家庭で保育等にあたれる場合には、可能な限り登園を控えてください。

(2) 上記1以外で、特別な事情がある場合

2 5月11日以降の対応について

5月11日以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえて決定します。

決定した内容につきましては、市ホームページにて随時更新してまいりますので、大変お手数をおかけすることとなり恐縮ではございますが、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。なお、ホームページの閲覧が困難な場合には事前に利用施設までご相談ください。

市ホームページURL (<https://www.city.higashikurume.lg.jp/>)

3 「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」の方の手続きについて

5月7日から9日までに、「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」の方で、保育等の提供を受ける必要がある方は、必ず5月1日（金）までに利用施設へその旨ご相談ください。また5月7日以降の最初の登園日までに、別紙「緊急事態措置に基づく保育の規模縮小期間における保育施設の利用要望書（5月7日～）」を利用保育施設にご提出ください。

※本利用要望書をご提出いただいても、社会情勢や各施設の都合により、保育施設をご利用いただくことができない場合があります。

※保育等の提供を縮小する期間中については、通常とは異なる保育内容となる可能性があることをご承知おきください。

以上

お問い合わせは

子ども家庭部子育て支援課 042-470-7745